

<卒業認定に関する方針>

(柔道整復学科)

- (Ⅰ) 本学の校訓である「自律・協調・奉仕」の精神を深く体得すること
- (Ⅱ) 医療人として不可欠である責任感、倫理観、誠実さ、熱意を有していること
- (Ⅲ) 医療の現場において柔道整復師としての役割を果たすために必要なコミュニケーション能力を有していること
- (Ⅳ) 柔道整復師として身につけるべき柔道整復術、医療に関する専門知識及び技術の修得を達成すること

以上をディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）とする。

達成状況については卒業判定基準によって判定する。①各科目の授業日数及び総実施授業日数の3分の2以上の出席、②各科目の総合評価点が基準点（60点）以上であること、③卒業試験の得点が国家試験判定基準を満たしていること、④原則、当学年の学費が完納していることが卒業判定基準の内容であり、この基準に沿って職員会議の議を経て、厳正に卒業判定を実施している。

(介護福祉学科)

- (Ⅰ) 本学の校訓である「自律・協調・奉仕」の精神を深く体得すること
- (Ⅱ) 福祉人として不可欠である責任感、倫理観、誠実さ、熱意を有していること
- (Ⅲ) 介護の現場において介護福祉士としての役割を果たすために必要なコミュニケーション能力を有していること
- (Ⅳ) 介護福祉士として身につけるべき介護技術、福祉に関する専門知識及び技術の修得を達成すること

以上をディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）とする。

介護福祉士として身につけるべき介護技術及び福祉に関する専門知識及び技術修得の達成を卒業認定の方針とする。達成状況については2年間の成績を基に卒業判定基準によって判定する。①各科目の授業日数及び総実施授業日数の3分の2以上の出席、②各科目の総合評価点が基準点（60点）以上であること、③卒業試験の得点が国家試験判定基準を満たしていること、④原則、当学年の学費が完納していることが卒業判定基準の内容である。また、2年次の後期に行う学力評価試験の合格（必須）点をクリアしているかを確認し、この基準に沿って職員会議の議を経て、厳正に卒業判定を実施している。